

2 道路に係る構造等基準

項	公共的施設の部分	構造等基準
1	歩道等（歩道又は自転車歩行者道をいう。以下同じ。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</li> <li>2 有効幅員は、次に定めるとおりとすること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 歩道の有効幅員は、二百センチメートル以上であること。</li> <li>ロ 自転車歩行者道の有効幅員は、三百センチメートル以上であること。</li> </ol> </li> <li>3 横断勾配は、二パーセントを標準とすること。</li> <li>4 路面に排水溝を設ける場合においては、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のないふたを設けること。</li> <li>5 横断歩道その他歩行者の横断の用に供する場所に接続する歩道等の部分は、次に定める構造とすること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 縦断勾配は、五パーセント以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。</li> <li>ロ 歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルが標準であること。</li> <li>ハ ロの段差に接続する歩道等の部分は、車椅子が円滑に転回することができる構造であること。</li> </ol> </li> <li>6 多数の視覚障害者が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設の相互間の経路を構成する歩道等及び視覚障害者が頻繁に利用する歩道等には、視覚障害者を誘導する必要がある部分及び視覚障害者の注意を喚起する必要がある部分に歩行性及び耐久性に優れた線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設すること。</li> </ol>
2	立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。</li> <li>2 両側に手すりを設けること。</li> <li>3 階段の踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度の比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</li> <li>4 階段は、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</li> <li>5 階段には、回り段を設けないこと。ただし、回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。</li> <li>6 階段の段及び傾斜路の上端又は下端に近接するその踊場、横断歩道橋及び歩道の部分には、歩行性及び耐久性に優れた点状ブロック等を敷設すること。</li> </ol>